

算定の手順について

まず定められた算定方法で計算した割合が80%を超えているかどうかを計算してください。80%を超えていなければ特定事業所集中減算チェックシートを作成して事業所で保管しておいてください。

80%を超えたら……

正当な理由「④サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合」をもって特定の事業者集中しているとする場合は、下記の①～③の手順により当該理由に該当する件数を確認し、特定事業所集中減算チェックシートを作成してください。

①「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合」に該当するかどうかの判定を受けるために必要書類を介護保険課へ提出してください。提出書類については複写したもので構いませんが、原則として返却しません。

必要書類(1～3はすべてのケースに必要な書類です)

1. 居宅サービス事業所等の選択に関する理由書(サービス種類ごとに作成してください)
2. 「特定事業所集中減算にかかる正当な理由④」対象者一覧(サービス種類及びサービス事業所ごとに作成してください)
3. ケアプラン
4. i) ④のアの場合: 地域ケア会議等の記録・サービス担当者会議の記録
ii) ④のイの場合: 支援経過・サービス担当者会議の記録
iii) ④のウの場合: 医師の指示が確認できる書類(医師の指示又は医師からの聞き取り内容を記録した文書)
必要なサービス内容が当該事業所からしか提供できないことがわかる記録や資料
5. その他(居宅介護支援事業所が必要と考える記録や資料)

②介護保険課が『「特定事業所集中減算にかかる正当な理由④」の判定について』により正当な理由に該当するかの結果を送付します。

正当な理由に該当すると判定した件数を当該サービスを位置付けたケアプラン数から控除して再計算してください。

(例)訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数：102件

A 訪問介護事業所への位置付け：82件(意見・助言を受けている事例が1件)

助言を受けている1件分について除外して計算してください。

$81 \div 101 \times 100 \doteq 80.1\%$ …減算あり

小数点以下は四捨五入をせずに 79.999% → 減算にはならない

80% → 減算にはならない

80.001% → 減算の対象になる。

③再計算の結果、紹介率が80%を超えない場合は、正当な理由に該当すると判定した件数を控除した数値での計算内容を記載して特定事業所集中減算チェックシートを完成させて、判定のために八尾市へ提出した書類1. 居宅サービス事業所等の選択に関する理由書と2. 「特定事業所集中減算にかかる正当な理由④」対象者一覧と八尾市が通知した『「特定事業所集中減算にかかる正当な理由④」の判定について』等と一緒に保管しておいてください。

特定事業所集中減算チェックシートについては八尾市福祉指導監査課へ提出する必要はありません。

ただし、実地指導の際等、これらの記録について提出を求めることがあります。

再計算の結果、紹介率が80%を超える場合は、正当な理由に該当すると判定した件数を控除した数値での計算内容と、正当な理由がないという結果の特定事業所集中減算チェックシートを完成させて八尾市福祉指導監査課へ提出してください。

ご注意ください。

正当な理由に該当する事例がなく、紹介率が80%超えない場合も、必ず特定事業所集中減算チェックシートを作成し、保管しておいてください。

また、各サービスを位置付けた理由が正当な理由「④サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業所に集中していると認められる場合」であったとしても、当該事例を控除しなくても紹介率が80%を超えない場合は当該判定にかける必要はありません。作成した特定事業所集中減算チェックシートは保管しておいてください。